

暫定的に定められた対象外物質 21 品目（アスパラギン等）の  
見直しについて

【背景・経緯】

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）として、65 物質が暫定的に定められた。

今般、対象外物質のうち、下記 21 物質について、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼したところ、「通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」と評価結果がなされたところである。

【対象外物質としての指定】

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、これら 21 物質については、農薬等として通常の方法により使用され、食品中に残留した場合であっても、その食品を摂取することによって人の健康を損なうおそれがあるとは考えにくいことから、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づく対象外物質として定めることとする。

	物質名	主な用途
1	アスパラギン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
2	アラニン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
3	アルギニン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
4	イノシトール	（飼料添加物及び動物用医薬品）
5	グリシン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
6	グルタミン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
7	コバラミン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
8	コリン	（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）
9	セリン	（動物用医薬品）
10	チアミン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
11	チロシン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
12	ナイアシン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
13	パリン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
14	パントテン酸	（飼料添加物及び動物用医薬品）
15	ビオチン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
16	ヒスチジン	（動物用医薬品）
17	ピリドキシン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
18	メチオニン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
19	葉酸	（飼料添加物及び動物用医薬品）
20	リボフラビン	（飼料添加物及び動物用医薬品）
21	ロイシン	（動物用医薬品）